2017/06/20 発行

# 水源連だより

SUIGENREN DAYORI NO. 77

水源開発問題全国連絡会

#### 〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話 045-877-4970 FAX 045-877-4970

郎便振替 00170-4-766559

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ホームページ http://suigenren.jp/

《水源連はパタゴニア日本支社の助成を受けています》

# 今年 11.4~5 水源連第 2 4 回総会は 安威川ダム現地(大阪茨木)で

1

2

3

4



~目 次~

- ・矢山有作さんのご逝去を悼む
- ・事務局からの報告
- ・2017年「安威川ダム反対全国集会&水源連総会」
- 石木ダム現地から
- ・アースデイ東京(代々木公園)
- ダム建設部門を維持するための河川官僚の画策
- 伊賀の川上ダム問題
- (声明) 設楽ダム建設事業を進める国土交通省中部地方整備局に抗議する
- ・秋田の直轄ダム「鳥海ダム」の環境アセス問題
- ・写真と独白で綴る成瀬ダム裁判記





8

9

1 1 1 4

15

18

# 矢山有作さんのご逝去を悼む

水源連の初代の代表であった矢山有作さんが去る3月27日にお亡くなりになりました。享年93歳でした。

矢山有作さんは 1962 年に社会党から参議院議員選挙 で岡山選挙区で初当選し、2期務め、その後、1976 年の 衆議院議員選挙で当選し、3期務められました。国政の



場で舌鋒鋭く、国の姿勢を厳しく追及し続けた著名な政治家であるとともに、国家権力と闘い続けた社会運動家でもありました。

国鉄労働問題や苫田ダム問題、平和問題などに取り組み、9条を守る活動など護憲派として活躍されました。かつては平和・民主・革新の日本をめざす全国の会(全国革新懇)代表世話人も務めておられました。

苫田ダムは国と岡山県が強権的に推進したダムとしてよく知られています。地元の奥津町(現・鏡野町)に対して建設省等が行政圧迫を行って、ダム反対の町長が予算を組めないようにして3期にわたって辞任に追い込んだ強権行使の象徴的なダムです。ダム反対の予定地住民に対しては子息の勤め先まで手を回して、翻意を迫ることまで行いました。

このように理不尽なことがまかり通ってよいのかと、心底からの憤りをもって矢山さんは岡山の人たちとともに苫田ダム反対の闘いに取り組みました。地元反対地権者の支援、裁判闘争等々でした。裁判は住民訴訟、事業認定取消し訴訟、収用裁決取消し訴訟などを精力的に展開しました。

残念ながら、苫田ダムは 2005 年 3 月に完成しましたが、現在、ダム開発水の大半が使われておらず、不必要な苫田ダムをつくってはならないと訴え続けた矢山さんたちの主張が正しかったことが明らかになっています。

話が前後しますが、1993 年夏に全国のダム反対運動に取り組んでいる方々によびかけて八ッ場ダムの現地調査見学会を開きました。その時に参加された矢山さん、故・酒井興郎さん(足羽川ダム問題)、原豊典さん(川辺川ダム問題)らと私たち関東勢のメンバーが話し合って、ダム反対運動の全国的な支援組織をつくろうということになり、その11月に水源開発問題全国連絡会が発足し、矢山さんが代表になられました。その後、矢山さんのリーダーシップのもとに、水源連は毎年、ダム反対運動の現地で全国集会を開くとともに、各地のダム反対運動に対して技術的な支援を行ってきました。

2003年11月の山鳥坂ダム反対全国集会で矢山さんが辞意を表明されました。矢山さんはスケールがとびぬけて大きい方で、その代わりを務めることはできませんが、嶋津と遠藤が代表を引き継ぐことになりました。

それから、早くも 14 年が経過しました。ダムをめぐる状況は一層厳しくなっていますが、今後も水源連として精一杯の取り組みをしていきたいと思います。

矢山さんのこ冥福を心からお祈り申し上けます。

嶋津暉之·遠藤保男

# 事務局からの報告

#### 1. 初代代表・矢山有作さんのご逝去

水源開発問題全国連絡会の初代代表である矢山有作さんが去る3月27日にお亡くなりになりました。享年93歳でした。

1993 年 11 月に水源連が発足した時から、2003 年 11 月の山鳥坂ダム反対全国集会まで約 10 年間にわたって水源連の代表をつとめ、全国のダム反対運動の先頭に立っていただきました。矢山さんは参議院議員を 2 期、衆議院議員を 3 期務め、国政の場で舌鋒鋭く、国の姿勢を厳しく追及し続けた著名な政治家であり、国家権力と闘い続けた社会運動家でもありました。

前頁の追悼文をお読みいただければと思います。

#### 2. 今年の全国集会および水源連総会について

今年は別紙のとおり、「安威川ダム反対全国集会&水源連総会」を11月4日(土)~5日(日)に大阪府茨木市内で開催します。

安威川ダムは①ダムサイトの地質地盤が脆弱で危険である、②ダム下流域のほとんどは内水氾濫域であってダムでは氾濫を防止できないという根本的な問題がありますので、その中止を求めて大阪府に対して公金差止請求訴訟が行われています。

詳しいスケジュールと内容は次号でお知らせします。

宮本博司さん(元・近畿地方整備局河川部長)による「河川法改正20年を踏まえた講演」も予定しています。

江菅洋一さん (安威川の自然を守る会)、畑中孝雄さん (大阪府安威川の治水を考える流域連絡会)、地元の方々が全国集会の準備を進めています。

#### 3. 石木ダム問題の現状

石木ダム予定地では、長崎県の付替道路建設工事に対してその中止を求める闘いが日夜続けられています。これまでは工事現場への入り口は一箇所しかなかったのですが、長崎県職員はいわゆる獣道をつくって、数カ所から工事現場に入り込んでいます。ダム反対側は川棚町内、佐世保市内、さらに長崎市内からも連日現地に駆けつけて、工事強行の中止を求めています。

事業認定取消訴訟は6回の口頭弁論が終わり、石木ダムが不要であることが浮き彫りになってきました。

工事差止仮処分は不当にも敗訴でしたが、3月6日に608名が提訴した工事差止本訴訟の第1回 口頭弁論が7月10日に始まります。この訴訟は、石木ダムの中止を求める国民の声を裁判所に届 ける手段ですので、今も原告募集を行っています。皆様も是非、原告になってください!

一方、付替道路工事の中止を求める行動をしていた 17 名に対して長崎県は通行妨害禁止仮処分を長崎地裁佐世保支部に申立てたことから(いわゆるスラップ訴訟)、却下を求める裁判闘争も闘われています。詳しくは、別項を参照ください。

#### 4. 東京アースデイ(代々木公園)報告

4月22日~23日東京代々木公園の東京アースデイに水源連は八ッ場あしたの会、東京の水連絡会と共同で出展しました。水源連は石木ダムの問題を取り上げてアピールしました。こうばる米など石木グッズの販売や署名なども行いました。詳細は別記の報告をご覧ください。

#### 5. 成瀬ダム高裁判決

4月26日、仙台高等裁判所秋田支部で成瀬ダム公金支出差止訴訟の控訴審判決がありました。 行政追認のまことに不当な判決でした。この訴訟では治水と利水で成瀬ダムが不要であること、恣意的で誤った費用便益比の計算がされていること、レベル2地震動に対するダムの安全性が担保されていないこと、ダム予定地が世界遺産条約2条の自然遺産としての価値を有していることなどを原告が明らかにしましたが、判決には反映されませんでした。

詳細は、成瀬ダム訴訟原告団・代表の 奥州光吉さんの別記報告をお読みください。

# 2017年「安威川ダム反対全国集会&水源連総会」

2017年全国集会&水源総会は11月4日(土)~5日(日)に大阪府茨木市内で開催します。

詳しいスケジュールと内容は次号でお知らせします。

宮本博司さん(元・近畿地方整備局河川部長)による「河川法改正 20 年を踏まえた講演」も予定しています。

安威川ダムは大阪府が淀川の支川・安威川に建設するロックフィルダムで、総貯水容量量が 1,800 万㎡もあって、都道府県が造る補助ダムとしてはかなり大きなダムです。総事業費は 1,370 億円となっています。すでに本体の基礎掘削工事に入っていて、完成予定は 2020 年 7 月ですが、脆弱な地盤に遭遇して、工期が延びる可能性が十分にあります。

安威川ダムへの反対運動が続けられています。2014 年には安威川ダムへの公金差止請求訴訟が提起され、現在、大阪地方裁判所で審理が行われています。

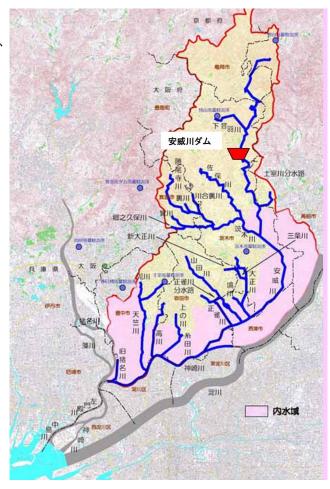
裁判の主な争点は、①ダムサイト の地質地盤が脆弱で危険であること、 ②ダムによる治水対策が有効ではな く、ダムでは氾濫を防止できないこ とです。

安威川ダムは大阪の市街地につく られるダムで、ダム予定地から数キ ロメートルより下流域は内水氾濫域 になっています(右図参照)。

内水氾濫域はそこで降った雨が掃けきれずに溢れてしまう区域ですから、ダムで河川の水位を下げても氾濫を抑制することができません。

治水対策としてほとんど有効では ない安威川ダムの建設に巨額の公費 が投じられてきているのです。

全国集会ではこれらの問題点も詳 しくお伝えしますので、是非、ご参 加ください。



# 石木ダム現地から



石木ダム建設事業の既成事実化を図ることを目的に、長崎県は付替道路工事を実に姑息なやり方で進めています。これまでは工事現場への入り口は一箇所しかなかったのですが、川筋を壊していわゆる獣道をつくり、数カ所から工事現場に入り込んでいます。それも、通常の役所の勤務時間内ではなく、早朝7時前からなので、それこそ朝から晩まで、13世帯の皆さんをはじめとして、川棚町内、佐世保市内だけでなく、長崎市内からも連日現地に駆けつけて、長崎県に対して工事強行の中止を求めています。工事現場では抗議行動に対して相手側は警察を呼ぶのですが、逆に、「工事を中断して、話合いをしっかりするように」と警察に長崎県はいさめられています。その場では警察の説得に応じる受け答えをするのですが、警察が帰るとすぐに工事を再開する、という卑劣きわまりないのが今の長崎県です。

付替道路工事の中止を求める現地行動は、「石木ダムの必要性をしっかり説明しない限りは許されない」として。石木ダム事業を中止に追い込むことを目指しています。

石木ダム事業を中止させる法的手段として、「石木ダム事業認定取消訴訟」と「石木ダム 建設工事差止訴訟」が闘われています。

#### 1. 石木ダム事業認定取消訴訟・執行停止申立の経過

- 1) 事業認定取消訴訟
- ① 原告・弁護団の基本姿勢

事業認定取消訴訟は、石木ダムの事業認定が違法であることを立証して、石木ダムの中止を求める訴訟です。①石木ダム事業には必要性がない、②13世帯の皆さんの生活の場を奪うことは人格権の否定であって許されない、③よって事業認定は違法、を丁寧に裁判所に訴えて、④「事業認定取消し判決」を目指しています。6月20日現在、6回の口頭弁論が長崎地方裁判所で開かれました。

原告側は、治水、利水両面ともその必要性は科学性がなく、「石木ダムありき」のための「デタラメ」でしかないことを、具体的事実をいくつも挙げて明白にしてきました。

口頭弁論当日は毎回、長崎地裁前で事前集会でその日の口頭弁論の位置づけを確認しています。終了後には長崎市立図書館隣のメモリアルホールで報告集会をもち、その日の口頭弁論の内容についての弁護団からの解説と質疑応答を通して、今後の方針を確認しています。





#### ② 第6回口頭弁論後の報告集会より

5月22日に開催された第6回口頭弁論は、裁判長が替わったため、原告側はこの訴訟の意義とこれまでの経過で明らかになった争点についてS原告と弁護団弁護士3名が口頭陳述を行いました。被告側はこれまで通りの主張を繰返していました。

以下は、口頭弁論終了後の報告集会の紹介です。

- 平山博久弁護団事務局長は、被告処分庁(九州地方裁判所)の弁論について、
  - 「原告の指摘に何も答えていない。すなわち、
- ① 設計指針などの 基準通りに行っている、②治水・利水とも事業者の広範な裁量権が許されている、③よって事業認定に違法性はない」というだけで、「治水については過去の水害をを語ることしかしていない。13世帯の失われる権利に何も触れていない」と指摘しました。
- 馬奈木昭雄弁護団長は、「前任の裁判長が事業認定執行停止仮処分で、『13 世帯の皆さんが不利益を被るとしても金銭で補償される』(ので問題なし)、としながら、諫早裁判では、『開門調査は農業者の生活基盤に影響を与えるから(確定判決に関わらず)開門調査をしてはならない』と判決している。前任の裁判長は、1 年半前『国は負けても控訴しない』と言っていた。国は開門を命じた確定判決に従う気はなかった。それに裁判所が一枚かんだのが諫早事件の長崎地裁判決である。最高裁、法務省総務局長が関わるようになって諫早と辺野古の状況が変わった。最高裁からの指令(に違いない)。」と現在の政治状況絡みの司法問題を率直に指摘し、「これに対応するには『許せない』を示し続ければよい。」と明言しました。そして、「憲法を守る力は現地の皆さんが戦い抜くこと。勝てるんだという確信。頑張り抜きましょう。」と結びました。
- S 原告は、「裁判所はなぜ国に従うのか。(私は)司法しか頼れないと思っている。それなのに補償金で解決できるとは何事か。悔しい。公共事業の工事は、周りの理解をもらって始めなければならないはず。長崎県はそれをせずに警察を呼んだあげく「説明が足りない。この場は工事を停止して引き上げるのがよい」と警察から忠告されてその場で合意を示しても、警察が引き上げる途中で工事を再開している。それ以来、隙(場所と時間)を狙って工事に入っている。新土木部長は就任にあたって「公共事業は地域の皆さんに貢献」といったが、やっていることが全く違う。」と長崎県の卑劣なやり方に怒りを込めて報告しました。

佐世保市、長崎市、こうばるの方々は、世論を喚起するために様々な工夫を凝らして情報の共有を図っていることが報告されました。「ダムが街の発展を阻害する」の視点で多くの人との話合いを持つようにすることを確認しました。

#### 2) 事業認定執行停止申立

① 2017年3月30日、裁判所が申立を不当却下

事業認定執行停止申立は、事業認定によって収用裁決が進み、行政代執行(長崎県による13世帯住居の取壊し)に至ることを踏まえ、事業認定を根拠とした①収用委員会による収用裁決・明渡裁決にストップをかけ、②住居取壊し等の行政代執行を未然に食止める、を目指す申立です。

事業認定取消し訴訟係争中に工事の進行によって 13 世帯の皆さんの生活と地域社会が破壊されることを未然に防ぐことを目的に据えた法的手段です。

この執行停止申立の審尋の過程で長崎県は、「土地収用法により土地を収用され、そこでの生活を営むことができなくなる不利益を、直ちに人格権の侵害による損害であるというのは、土地収用法自体を否定するに等しい」と主張していました。

2017 年 3 月 30 日、裁判所は石木ダムの必要性に何ら言及することなく、長崎県の主張を全面的に採用して、

- ①「現在、工事に着工する目途が全く立っておらず、現に今、申立人らの権利が危険にさらされている」という緊急な状態ではない。
- ②申立人らの主張する損害が、本件事業認定処分により生ずるということはできず、本件 事業認定処分の効力の停止をすることはできない。
- ③申立人らの主張する損害は「金銭的な賠償により回復が可能であるから、重大な損害に当たるということはできない」

として、申立却下を決定しました。

極めて不当な決定です。

#### ② 2017年4月11日、「執行停止申立却下に対する声明」を発表

2017年4月11日、石木ダム反対5団体と弁護団は、3月30日に長崎地方裁判所が事業認定執行停止申立を却下したことに対し、「執行停止申立却下に対する声明」を発表しました。

- ①起業者が今なお工事に着工できないのは、これまで、申立人らをはじめとする大勢の市 民、県民が、「本件事業に正当性がないこと」を明らかにし、それが世論の支持を得て いるからであること、
- ②今回の決定は、諫早湾干拓事業開門阻止事件の判断をしたのと同じ裁判長である。諫早事件では、わずかな農業被害を取り上げ、被害金額も認定しないまま、確定判決を差し止める判断を出しているが、この農業被害こそ、金銭で贖える損害である。したがってこの二つの判断は、論理的には明らかに矛盾しており、ただ、「権力にすり寄る」という点でまさしく「首尾一貫」しているものと言わざるを得ない。この二つの事件に対する裁判所の態度によって、当該裁判所が権力にすり寄った偏った立場を取っていることが改めて明らかとなった。

と指摘しています。

そして、「権力にすり寄る姿勢を示した裁判所の救済を待つまでもなく、石木ダム事業を 中止させるために、『石木ダムは不要であり、事業によって失われるものは重大である』とい うことを全国民の共通の認識とするべく、より広く、より強い運動を展開する決意をここに表 明する」と決意表明しています。

#### 2. 石木ダム工事差止訴訟原告になっていただくお願い

石木ダム予定地では、石木ダム建設のための付替道路工事に抗議し、その中止を求める闘いが続いています。

一方、現在、収用委員会には石木ダムの第二次と第三次の案件がかかっています。

長崎県と佐世保市が石木ダムの中止を決断しない限り、長崎県土地収用委員会は現在かかっている2件の収用裁決・明渡裁決申請の裁決を下すことになります。収用委員会は石木ダムの必要性などについては審議せずに、補償金額と収用期限・明渡し期限を決めることだけを任務としているからです。

収用裁決・明渡裁決が下りると、長崎県と佐世保市は、行政代執行者としての長崎県に「13世帯住居の取壊し」=行政代執行を申請し、行政代執行が強行されることが予想されます。

そこに行き着くまでに、長崎県と佐世保市に何としても「石木ダムの中止」を判断させた いものです。

それには13世帯皆さんの頑張りに呼応して、全国から「石木ダムの中止を求める声」を長崎県と佐世保市に集中する必要があります。

それを法的に可能にするのが、「石木ダム工事差止訴訟」=「石木ダム建設工事並びに県 道等付替道路工事続行の差止請求」です。

3月6日15時、石木ダム対策弁護団は、長崎地方裁判所佐世保支部に原告608名からなる「石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行の差止請求」を提出しました。7月10日には第1回目の口頭弁論が開かれます。

この工事差止訴訟は「石木ダム建設事業によって不利益を被るから中止を」と考えている 方ならどなたでも原告になって、長崎県・佐世保市と法廷で闘うことができます。口頭弁論が 開始されてからでも原告の追加ができる裁判です。多くの皆さんが原告になられることが長崎 県と佐世保市に「石木ダム中止」の政策判断を促すことにつながります。

原告になっていただける方には、判決が確定するまでの裁判所へ納入する手数料など諸経費の負担金として1万円を納入いただくと共に、弁護団を代理人とする委任状の提出をお願いいたします。

別添の原告募集セット「石木ダム工事差止訴訟の原告になっていただくお願い」をご一読の上、是非とも「この訴訟を共に担うため、原告になっていただく」よう、よろしくお願い申し上げます。

すでにこの「石木ダム工事差止訴訟」の原告なられている皆さまには、さらに原告を広めていただくよう、よろしくお願いいたします。

#### 3. 石木ダム建設に反対する署名

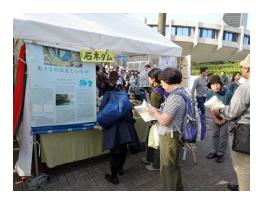
合わせて、同封の「石木ダム建設に反対する署名」にご協力を御願いいたします。 署名送付先: 〒850-0963 長崎市ダイヤランド 4-12-14

石木川の清流とホタルを守る市民の会 電話 **095-898-4033** 

石木ダムの詳しい状況は、http://suigenren.jp/damlist/dammap/ishikidam/ を参照ください。

# アースデイ東京(代々木公園) 2017

4月 22~23 日に行われたアースデイ 2017 には、「どうなってるの?日本の川」と題して、初めての試みで「八ッ場ダム」「スーパー堤防」「石木ダム」という3つの川の問題をテーマに出展しました。3事業はいずれも必要性がまったくなく、失われるものがあまりにも大きい河川事業です。河川行政の在り方を根底から問いただすための出展



でした。それほど広くないスペースに八ッ場あしたの会、東京の水連絡会、水源開発問題全国連絡会という3つの団体共同の展示でしたが、それぞれにうまく工夫してにぎやかなブースになりました。

「八ッ場ダム」では本体工事前(2013年)と本体打設工事開始後(2016年)に同じ場所から撮影した写真のパネルが目を引き、「最近報道されなくなったけど、どうなってるの?」とか、「3年でこんなに変わっちゃうの!」と驚きの声も聞かれました。見直しを求める署名活動も行いました。英語で説明してカナダ在住の方にも署名していただきました。

「スーパー堤防」はアースデイでの出展は初めて。主催側の熱心な説明に、「スーパー堤防という言葉だけは知っていたけどこんな計画だったのね」、とか「スーパーって言うから素晴らしい計画かと思っていたらそうじゃないんだ」、と熱心に耳を傾けていました。現地の写真パネルを見て、「あ、俺んちこの辺」と盛り上がる人も。皆さん、「あまりにも巨額の費用がかかり、1000年かかっても計画通りにできない」という実態にびっくりしていました。また、福島の防潮堤をつくるという技術者の方が立ち寄り、どのような堤防がよいのか情報交換もできるという、思わぬ出会いもありました。

「石木ダム」は首都圏で報道されることもほとんどないため、知らない人が多く、現地で13 世帯が移転しないで反対運動を続けている深刻な現状と、石木ダム建設事業の理不尽さを伝える ことをでできました。

こうばるグッズとして、絵葉書、冊子、写真集、バッチ、アクセサリー、お米等取り寄せて販売しましたが、それぞれ、かなり売れ行きもよく、写真集、冊子、お米は完売でした。23日に川棚出身という二人の女性が「ほうちゃんの Fecebook を見たから」と、訪ねてきてくれて、アクセサリーだけまだ持ってないからとお買い上げ、「石木ダムのこと東京でみんなに知らせてくれてありがとう!」、とお礼を言われました。

今回は、3つの団体に関連するクイズも好評でした。展示の中にヒントがちりばめられていますよ、のひと言で一生懸命キーワードを探してくれました。また、クイズがそれぞれの問題の説明をするきっかけになりました。

世間的には注目のピークを過ぎた感のあるハッ場ダム、東京のことながら問題の本質を知られていないスーパー堤防、遠い長崎県で一層知名度の低い石木ダム。

アースデイには数多くの出展ブースがありましたが、川のことを伝えているのは私たちのテントだけだったようです。その意味でも出展した意味があったのではないでしょうか。

反省会では、分り易く伝えることの大切さを実感できたこと、対話を通じて逆に元気をもらったことなどの感想が延べられ、来年も出展しようということになりました。

(東京の水連絡会ホームページ掲載文を基にしました。)

## ダム建設部門を維持するための河川官僚の画策

嶋津暉之

全国で有害無益なダムの建設がいまだに強行されていますが、新規のダム建設が必要性の喪失で次第に困難になってきたことは事実です。

このような状況で、河川官僚はダム建設部門を維持するための画策を行っています。 二つの動きを紹介します。一つはダム再生ビジョンの策定、一つはダム再開発を国が代 行できるようにしたことです。、

#### 1 国土交通省、第3回「ダム再生ビジョン検討会」の開催~ダム再生ビジョン (案)についての審議~

さる5月17日、国土交通省が「第3回 ダム再生ビジョン検討会」を開催し、ダム再 生ビジョン(案)を示しました。

ダム再生ビジョンは、既設ダムを有効活用したダム再生の取組みをより一層推進していくため、それに必要な方策を示すものです。

検討会の配布資料は、

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\_blog/dam\_saisei\_vision/dai03kai/index. html に掲載されています。

ダム再生ビジョン案は

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\_blog/dam\_saisei\_vision/dai03kai/pdf/s2\_1\_saiseian.pdf です。

ダム再生の具体的内な内容として次のようなものが示されています。

- ダムの長寿命化
- 貯水容量の増大
- 放流能力の増強
- 水力発電の積極的導入

ダムの長寿命化などを理由にして既設ダムの改造を進めていくというものです。 今後、ダム再生ビジョンに基づき、全国で既設ダムの改造が次々と進められていく可 能性があります。

#### 2 ダム再開発を国が代行、技術力不足の自治体を支援

ダム再開発などの事業を自治体に代わって国や水資源機構が工事を実施する制度を 盛り込んだ河川法と水資源機構法の一部改正が行われ、6月19日から施行されること になりました。

国土交通省の発表資料(2017年6月9日)

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02\_hh\_000018.html に法改正の要点が次のように書かれています。

「高度な技術等を要するダム再開発事業や災害復旧事業等を、国土交通大臣又は独立行 政法人水資源機構が都道府県知事等に代わって行う制度について、その対象となる施設 や工事の実施の際に必要な手続等を定める。」

下記の記事がその内容を詳しく伝えています。

### ダム再開発を国が代行、技術力不足の自治体を支援 (日経コンストラクション 2017 年 5 月 17 日)

http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/atcl/cntnews/15/00811

ダムの再開発や河川の災害復旧などの事業で、施設を管理する都道府県や政令市に代わって国や水資源機構が工事を実施する制度を盛り込んだ河川法と水資源機構法の改正案が5月12日、衆院本会議で可決、成立した。改正法は5月中に公布、6月中旬に施行される見込みだ。

都道府県などで土木職員が不足していることから、高度な技術を要する工事を対象に 国などが事業を代行できるようにした。近年の豪雨災害で、ダムなどの河川施設で再開 発需要が高まっていることに対応する目的もある。

高度な技術力を必要とする工事として、洪水調節機能を高めるダム再開発事業で、既存の提体を削孔して放流管を増設するケースが挙げられる。堆砂対策で構築するバイパストンネルなどの工事も対象となるとみられる。

都道府県が管理する治水目的のダムは全国に 434 カ所ある。このうち再開発に高度な技術力を要するダムが国交省による代行の対象になる。水資源機構が代行できる事業は、水資源開発基本計画を既に決定している利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川の 7 水系の河川に限る。同水系にある自治体管理の治水ダムは 29 カ所ある。

工事を代行した場合の費用負担は、都道府県などが工事を実施したときと変わらない。 国が交付金や補助金相当額を負担し、残りを都道府県などが負担する。

自治体管理のインフラで、高度な技術を要する工事を国が代行する制度としては、橋などを対象とした修繕代行がある。13年の道路法改正で新たに導入された制度で、既に福島県三島町の三島大橋などに適用されている。

山崎 一邦=フリーライター [日経コンストラクション]

(写真)高度な技術を要する工事として国土交通省が挙げた鶴田ダム再開発事業。左は 提体の削孔、右は水中施工による仮締め切り。このダムは国管理だが、都道府県管理の ダムで同様の工事を実施する場合は代行の対象となる(資料:国土交通省)

## 伊賀市の川上ダム問題

#### 伊賀市は「なぜダム水利権を減らさないのか? 水道基本計画の矛盾」

川上ダムへの伊賀市参画の見直しを求める運動が続けられています。

去る 5 月 27 日 (土) には NPO 法人「伊賀・水と緑の会」(代表 浜田不二子さん)の主催で講演会「なぜダム水利権を減らさないのか? 水道基本計画の矛盾」が開かれました。講師は水源連の嶋津が務めました。

#### 長年使われてきた既存水源の半分廃止

(独)水資源機構が建設を進めている川上ダム [注1] に利水で参画しているのは現在は伊賀市水道だけです。かつては奈良県水道、西宮市水道も参画していましたが、必要性がなくなって 2011 年に撤退しました。

伊賀市も同様なのですが、豊水暫定水利権という恣意的な水利権許可制度に縛られ、参画を余儀なくされてきました。伊賀市ゆめが丘浄水場の木津川水源は川上ダムなしで、今まで取水に支障をきたしたことがなく、実質的に安定水利権と変わらないものなのですが、水利権許可権者である国交省近畿地方整備局は、川上ダムの建設を進めるため、川上ダムを前提とした豊水暫定水利権としてしか許可せず、伊賀市に対して川上ダム事業への参画を強制してきています。

しかし、川上ダム参画のための伊賀市の負担額は非常に高く、総額で 112 億円にもなり、 伊賀市民一世帯当たりの負担額は約 28 万円にもなります。

さらに、今後、川上ダムの完成に合わせてゆめが丘浄水場の水源を現行の 0.2 ㎡/秒から 0.358 ㎡/秒に増やすため、伊賀市は、現在使われている各地域の水源の約半分を廃止し、ゆめが丘浄水場からの供給に極力一元化していく水道基本計画を今年 3 月に策定しました。これにより、地元で長年使われてきた既存水源(井戸と表流水)の半分が廃止され、水道の質の低下も心配されています。

[注1]今年4月3日に川上ダム本体建設工事の入札公告が行われました。完成予定は2022 年度末ですが、工期が延長される可能性があります。

#### 伊賀市の参画が(独)水資源機構にとっての生命線

一方で、伊賀市の参画が、(独) 水資源機構にとって川上ダム事業を推進する生命線になっています。川上ダムは洪水調節、伊賀市水道用水の開発などを目的にした多目的ダムですが、このうち、水道用水の目的がなくなると、(独) 水資源機構は川上ダムの事業主体であることができなくなります。それは、(独) 水資源機構は水資源開発を目的とする施設の新築等を行うことが水資源機構法に明記されているからです。

全国的に(独)水資源機構が行う新規のダム事業はわずかになっています。今後の主な事業は川上ダムと思川開発事業(南摩ダム)になっており、川上ダムの建設が(独)水資源機構にとっての命綱になっています。

そのような背景があるので、川上ダムからの伊賀市の撤退を阻む大きな力が働いています。

#### ダム水利権を減らす運動

しかし、伊賀市民が必要性が希薄な川上ダムに対して巨額の費用を負担し、さらに長年使われてきた既存水源の半分が廃止されるのは何とも理不尽な話です。

本来ならば、伊賀市は国交省の理不尽な水利権許可行政の実態を公表し、世論をバックにして、不要な川上ダムのために、法外に高い費用負担を強いられつつある現状を変えることに全力を投入し、川上ダムからの撤退の道を進むべきなのですが、前述のようにそれを阻む大きな力が働いています。

そこで、伊賀市民は次善の策として、ゆめが丘浄水場の水源を現行の 0.2 ㎡/秒にとどめ、 今後、川上ダムの完成に伴って増量される予定の 0.158 ㎡/秒の返上を求める運動を展開す ることになりました。

0.158 m / 秒を返上すれば、伊賀市の負担額は 112 億円 $\times 0.2 \text{ m}$  / 秒÷0.358 m / 秒=63 億円に減ります (12.2) 。

[注2] 川上ダムの「0.158 ㎡/秒」分の貯水容量を、奈良県水道や西宮市水道の水利権返上の時と同様に、川上ダムの目的の一つ「既設ダムの堆砂除去のための代替補給」の容量に転用すれば、伊賀市の負担を抑制できます。

以上のとおり、巨額の費用負担を減らし、既存水源を守るため、現実的可能性があるダム 水利権の一部返上を求める運動に伊賀市民が今、取り組んでいます。

(嶋津暉之)

学習会「なぜダム水利権を減らさないのか?水道基本計画の矛盾」チラシより

# こうして伊賀市民は100億円のダム建設負担を負うことになった。



2005年三重県以外の自治体すべてが 「ダムの水はいらない」と回答



三重県はゆめが丘浄水場(ダム水取水) をつくり始めていた。水利権量を約3万 トン/日に減らして、ダム利水を残した。



2009年三重県は伊賀市合併を口実に、採算が 取れない水道事業 < 川上ダム水利権(約100億 円の建設費負担)とゆめが丘浄水場(借金87億円 +利息)>を伊賀市に押しつけた。



水道部は、市民にうそをついてダム利水 を進めた。水源を廃止しなければ、ダム 水利権はいらなかった。

ダムの負担は、上がる怖れがある。上がらなくても約100億円。 そのうち40億円は水資源機構に払う利息。 3分の1は一般会計に回され、市民サービスを圧迫。 必要なのは最大で15408トン/日。約30000トンのダム水利権を

# なぜ水利権を減らさない?!

減らせば、建設負担は減らせる。

#### 中日新聞伊賀版 2017年5月23日

# 川上ダム水利考える

せば市民の負担も減ら 市のダム水利権を減ら

状、

地元住民の水源

NPOが27日講演会

水道部基本計画の矛 を減らさないのか? 演会「なぜダム水利権 利権について考える講 市の川上ダム(二〇二 水と緑の会」は、伊賀 トピア伊賀(上野丸之 一年度完成予定)の水 NPO法人「伊賀・|長年、 を二十七日、ハイ 都環境科学研究所で水 支援している。 団体を技術的見地から 技術的解析をし、 地のダムや河川問題の 問題を研究。現在、各 ~二〇〇四年三月まで わってきた。一九八四 伊賀・水と緑の会に 地下水行政に携 市民 水源や朝古水源の現 - 三時半。市内の槙山

基に説明する。 せると主張している。 講演会当日は、 んが試算したデータを 講演会は午後一時半 嶋津さ る他、 を約二十分間上映 源からのメッセージ」 守ってほしいという 訴えを追った映像「水

वे

る。 見交換も予定してい 参加者同士の意

中川翔太

伊勢新聞 2017年5月27日

# 上ダム問題を

公害局

たり約一万五千人で、

要なのは最大で一日あ

共同代表の嶋津暉之さ

嶋津さんは東京都 (現環境局)で

事務局は神奈川県)

負担しなければならな のダム建設費を市民が 利権のために約百億円 日あたり約三万少の水 よると、川上ダムの

発問題全国連絡会」

題に取り組む「水源開

講師は全国のダム問

で開く。

伊賀市役所で 講演会への参加を呼び掛ける嶋津さん= 開く。ダム問 賀で講演会を 丸之内のハイトピア伊 は二十七日、同市上野 用に反対するNPO法 設予定の川上ダムの利 八「伊賀・水と緑の会」 【伊賀】伊賀市で建 のNPO、きょう伊賀で講 策を説明する。 共同代表、嶋津暉之さ 発問題全国連絡会」の ん(主)が問題点や解決 題に取り組む「水源開 同法人は「水道水の 安全性が損なわれる

公告を受け、市民や市 議らに問題提起しよう ム本体建設工事の入札 こ講演会を企画した。 嶋津さんが市内で講 る。 み比べなどを実施す

できてしまったが、挽 回の余地はある。市民 演するのは四回目。二 会見した嶋津さんは 水道事業基本計画は 六日に市役所で記者 0000=<° 電話0595 当日の問い合わせは、 み不要。託児室あり。 半、参加無料。 午後一時半 21 2 申し込 同三時

本計画の発表や川上ダ 上ダムの利用に反対し 能性がある」として、川 ている。市水道事業基 水道料金が上がる可 演会 語った。 市の水道水を使った飲 別の地域の水道水と、 権を返上するよう市に の皆さんに状況を知 や、ダムを水源とする 働きかけてほしい」 てもらい、ダムの利水 講演会のほか、一 才鑑賞会 分間のビデ 2

(声明) 設楽ダム建設事業を進める国土交通省中部地方整備局に抗議する

設楽ダムの建設中止を求める会 代表 市野 和夫 事務局 豊橋市御園町 1 - 3 連絡先: ichinok7@mx3.tees.ne.jp

国土交通省中部地方整備局は 2016 年度から転流工関連の予算を計上してきたが、 2017 年 6 月 3 日に設楽町内で設楽ダム転流工着工式を開くという。

設楽ダムの建設中止を求める会は、以下の理由から設楽ダム建設事業を強行する当 局に対して断固抗議し、建設事業の中止を求めるものである。

#### [ 設楽ダム建設事業の中止を求める理由]

特定多目的ダム法上、設楽ダム建設の根拠とされている東三河地域の水道用水は、これまでの水源開発(豊川用水事業、豊川総合用水事業)と豊川用水 期事業による幹線水路の複線化等によって十分に供給態勢が整備されており、設楽ダムの貯流水を水源として設定する必要がないことが明らである。(豊川水系フルプランの目標年2015年を過ぎたにもかかわらず、国はフルプランの結果を検証していないが、水道供給実績により新たな水源が不要であることは証明されている。)

鬼怒川では上流部に巨大な治水容量を持つダム群が完成していたにもかかわらず 2015 年秋に大水害が発生した。この例にみられるとおり、河川最上流部のダムは下流の治水対策には効果が確実ではない。

豊川下流部の治水上の課題として河川整備計画で掲げられていた当面の河道掘削や樹木伐採などの対策、堤防補強などの主なものはほぼ終えており、現在は不連続堤部分の対策(小堤の築堤など)に移ってきている。出水高が大きかった過去の洪水時と比べて、流域森林はよく成長・発達しており、出水ピークは一般に小さくゆっくり現れるようになっている。設楽ダム建設は治水上の緊急課題とは言えない。

設楽ダムは、以上のように利水上、また治水上の必要がない。巨大なコンクリート建造物を建設することが自己目的化され、その隠れ蓑として「流水の正常な機能の維持」目的が掲げられ、9800万 m³の総貯留容量のうち 6000万 m³が充てられている。豊川用水の取水堰大野頭首工の下流の宇連川に水が途切れているのを改善するには、維持流量を堰から流し、その分を下流の牟呂松原頭首工・森岡導水路経由で取水すれば解決する。「流水の正常な機能の維持」のためにダムを造る必要はない。

ダムサイト周辺の地質地盤調査が不十分で転流工や本体建設の準備は整っていない。

三河湾や豊川流域の環境保護・保全を訴える住民、漁業者や研究者の声を聞かず、 ダム事業者は三河湾までの環境影響がないものと独断して、豊川下流~三河湾を含め たアセスメントを実施していない。

# 秋田の直轄ダム「鳥海ダム」の環境アセス問題

環境アセスメントはアワセメントと揶揄されるように心もとないものですが、環境アセス メントの制度そのものは次第に整備されてきました。欧米では実施されている「計画段階配 慮アセス」を導入するため、環境影響評価法が改正され、2013年4月から施行されました。

計画段階配慮アセスとは、事業計画の内容が固まる前の早い段階(位置や規模等の検討段 階)で行う環境アセスメントです。環境の観点から代替案との比較を行いながら、環境への 影響が少ない事業となるよう検討を行い、その結果を公表することを義務づけたもので、こ のアセスが正しく行われれば、ダム事業の場合はダムが選択されなくなる可能性が十分にあ ります。

秋田の鳥海ダムは用地調査着手前の初期段階にあり、これから環境アセスを行うのですか ら、この計画段階配慮アセスを実施しなければならないはずです。

ところが、すでに河川整備計画が策定されている場合は、それが計画段階配慮アセスであ るとして、鳥海ダムでは計画段階配慮アセスをパスして、いきなり事業アセスから始まりま した。しかし、2006年3月に策定された子吉川水系河川整備計画は治水面で鳥海ダムを位置 づけただけであって、環境面の検討は何もしていません。それを「計画段階配慮環境アセス」 とみなすというのですから、無茶苦茶な話です。

鳥海ダムの事業アセスは2015年に始まり、環境影響評価方法書についてパブコメを行われ、 今年3月に環境影響評価準備書についてパブコメが行われました。

「鳥海ダムと市民生活を考える会」の東海林郁子さんが一昨年に続いて、今回、準備書に 対する意見書を提出されましたので、その全文を紹介します。 (嶋津暉之)



#### 鳥海ダム

- 予定地:秋田県由利本荘市鳥海町
- 事業者:国土交通省東北地方整備局
- ダム形式:台形CSGダム
- 総貯水容量 : 4,700 万 m³
- 〇 目的:
  - ① 子吉川の洪水調節
  - 、② 子吉川の流水の正常な機能の維持
    - ③ 由利本荘市に 29,390 m³/日の水道 用水を供給
- 総事業費の見込み:約863 億円
- 工期の見込み:用地調査着手から事業完 了まで:13年必要。用地調査の着手前に 必要な環境影響評価等に約3年。

# 子吉川水系鳥海ダム建設事業に係る環境影響評価準備書に関する意見書

鳥海ダムと市民生活を考える会 東海林郁子 秋田県由利本荘市

## 【1】「法体の滝」に関して(7.3/7.7)

ア) 滝の下流域の一部がダム貯水池の一部となり、ここには付替道路・トンネルも建設される。

私たちは「法体の滝」という時、滝本体だけでなく、国定公園に指定された周辺一帯も「法体の滝」の範囲と解釈をしている。滝本体から 300m離れているこの下流域も、当然この範囲内にあり、従って「対象事業」に「法体の滝」の価値・魅力が"傷つけられるような"印象を受ける人が多いのではないかと思う。

しかも、この下流域は「国定公園」の中でも「第一種特別地域」(特別地域の内では風致を維持する必要性が最も高い地域で、現在の景観を極力保護することが必要とされる地域)に指定されている地域である。その面積は鳥海国定公園全体の"わずか 0.05 %とのことであるが、13.3haの面積はかなり広い。

「法体園地キャンプ場」から視認される道路にいかに「低明度・低彩度」の色を塗り、法面に人工の植栽をしようとも、自然の前ではかえって人間の浅知恵を露わにさせることだろう。 鳥海山(七高山)に立てば、自然の中で際立つ異質な鳥海ダムの存在が目に入り、「ジオパーク認定地域」の名に反する光景に複雑な思いが起こることだろう。今どき、「ダム湖」が「観光産業に寄与する」とも思えず、逆に「ジオパーク」との「折り合い」をどうつけるのだろうか。

イ)当局は「環境影響評価改正法」(以下「改正法」とする)の改正部分である「計画段階環境配慮書の作成義務」に対して、「『経過措置』の規定により、「子古川水系河川整備計画」を「配慮書」の"代替"とする」との国交省の通知を示している(準備書 24~28P)。

「法的」にはこれで承認されたとしても、ではこの"代替"で、「改正法」が意図する「計画段階環境配慮書」同様の検討がなされたのだろうか。

今回の「準備書」(P48) においで初めて、ダムが「鳥海国定公園」に食い込んでいることが分かる「事業計画と主要な眺望点及び景観資源の重ね合わせ図」や、事業の環境への影響が一目瞭然な「フォトモンタージュ」が示された。

恐らく、私たち一般の市民にとり、「環境影響評価」に関しては「法体の滝」に及ぼす影響の是非が、一番馴染みで分かりやすい項目であると思われる。

なぜもっと早い段階で、上記の"分かりやすい"資料を提示し、多くの人たちの意見を求めなかったのか。ここ数年はジオパーク認定を求めての運動も活発化もしており、これらの資料は多くの人たちの関心を呼び、多くの意見も出されたことだろう。

『これまでの経過』(P5)には、「準備書」に至るまでの経過に「配慮書」という文言が一つもない。これは何を意味するのだろうか。

「検討委員会」は上記ア) に述べたようなことを問題としなかったか、あるいはしたが、

「準備書」記載の「影響がない、小さい」などの評価になったのか。

いずれの場合でも、「改正法」を順守した「配慮書」の中身を実現させるとすれば、「法体の滝」に関して言えば、「環境に負荷を掛けないために」現在のダム案がベストかも含めたダムの配置や規模を検討した複数案が示された"実際の物"なければならないのである。しかし、そのような物はなく、従って、「経過措置」適用の"代替"である「子吉川河川整備計画」は「配慮書」の"実質的な役割"などは何も果たしていないことが明らかである。この点て大問題である。

以上のように、今回の「準備書」は"ぼたんを掛け違えたような状態"になっていると言える。「配慮書」の段階にまで戻り、検討をし直す必要がある。

#### 【2】「レベル2」について

国は1995年の阪神淡路大震災以来、それまでの知見を上回る地震動が観測されたことを受け、2005年(H17)4月「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針」を公表した。このことによりダム建設にはレベル2地震に対する耐震性能照査が必要となった。

鳥海ダムは当初の「ロックフィルダム」から「CSG式ダム」へ変更した。これに伴いダム建設費見積もりが960億円から863億円となった。(2013年資料)

しかし、「CSG式ダム」は強度、耐用年数、及び「レベル2振動」に対する安全面など、長期的な供用においては未知数であると聞く。ある研究家チームのH23~27年の報告でも「耐震性能照査の方法は未確立」との記載がある。しかも先述の国の「指針」で照査したものも「コンクリートダムとフィルダム」に限られ、「CSG式ダム」は対象にない。従って、鳥海ダムの耐震性には大いに不安を覚えるものであり、また、その対応には、863億円では済まない可能性も出てくる。是非、見積もり額も提示して頂きたい。

日本は現在、地震活動期にあるとされ、近未来の大地震の可能性が現実味を帯びている。 ダムの崩壊が環境はもちろん人命にまで多大な影響を及ぼすかもしれない現在にあって、耐 震の面の検討や、これに伴う「CSG式ダム」の安全性にも言及がない「準備書」は重大な 欠陥を抱えていると思われる。

#### 【3】「人と自然との触れ合いの活動の場」(7.8)について

河川の上流にダムが建設されることで水質の悪化が、ダム下流の全域に及ぶことは既存の多くの例から明らかである。(皆瀬ダム建設後の皆瀬川の濁り。熊本県では荒瀬ダムの撤去により清流が戻った 等々)。従って、予測対象箇所が矢島町親水公園までの3箇所に限定しているのは実体にあっていない。また、活動の中身を公園の散策・鑑賞だけに止めていることも実体にあっていない。子古川にはその河口に至るまで、清流そのものに触れ・親しむ歴史ある多数の行事がある。これらの行事が"死んだ水"と形容されるダムからの水で行われることになり、人々に「自然との触れ合いの喜び」とは真逆の影響を与えることが予測され、「対象事業実施区域から離れているから、改変されない」との予測結果はまるで的外れである。以上

## 写真と独白で綴る成瀬ダム裁判記

成瀬ダムをストップさせる会・代表 奥州光吉

成瀬ダム裁判は、2017年4月26日控訴審の判決が出され、一審に続き「行政追認」の不当なものでしたが、上告はしないことにしました。

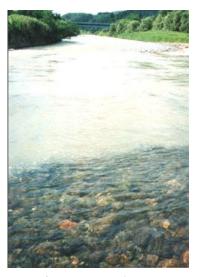
「成瀬ダム裁判控訴審判決は私たち原告にとって誠に残念なものでした。秋田県の人口減 少や財政 の現実を直視することなく、行政サイドに偏った判決と言わざるを得ません。しかし、今後について は、私たちの力量や自然環境、公共事業をめぐる情勢などから総合的に考え、上告しないことにしました。 裁判を通じて、成瀬ダムの問題が少なからず明らかになったことは良かったと思っていますが、私たちの提訴とほぼ時期が同じだった、(ダム見直しを掲げた) 民主党政権の政策 執行が不徹底 だったことも影を落としました。率直に言ってダム問題で世論が前進しているとは言えない状況で、一層厳しい判断が予想される最高裁に上告することは得策ではないと考えました。」

(1) 1998年頃~2007年(僻境にて悶々とする日々、原点は隣の皆瀬ダムの川水の濁り)

■1998年:「成瀬の水とダムを考える会」調査と学習を重ねるも行動に踏み出しきれず。

■2000年:「成瀬ダム建設を考える」HPを開設

■2002年:ダム湛水域至近「クマタカの巣にカメラ」事件などを告発



上がダムのある皆瀬川の水



ダムに沈む森と渓流

1998 年自社さ政権終焉 2005 年小泉郵政民営化選挙 2007 年参院選で民主党勝利 ねじれ国会へ

- (2) 2008年~2009年(「コンクリートから人へ」に希望)
  - ■2008年:秋田市の弁護士から「成瀬ダムを担当してもよい」→「成瀬ダムをストップさせる会」を発足、提訴を決意(仮に民主党政権が誕生しても反対行動(裁判)していないダムが中止になる可能性はないだろうということで、まず裁判を起こすことを考えた)。
  - ■2009年4月:秋田県に成瀬ダム負担金差止を求め提訴
  - ■2009年10月:成瀬ダム問題全国集会



2009年9月民主党政権誕生

- (3) 2010年~2012年(役人にコントロールされたダム検証に失望)
  - ■2010年9月:「ダム事業の検証」開始(国土交通省)
  - ■2011年1月:横手市に対し、横手水道成瀬ダム負担金差し止めを求め提訴







連動地震で成瀬ダムも影響?

2011年3月東日本大震災 福島第一原発事故 2012年12月民主党失権

- (4) 2012年~2014年(裁判にも絶望的気分で「早く終わらないかな」が本音だった)
  - ■2012年:成瀬ダム検証(東北地方整備局)→ダム建設継続へ





2012年12月安倍政権誕生

- (5) 2015年~2017年(「この自然を守りたい」白神に勝るとも劣らない自然に励まされて)
  - ■2015年3月:一審判決「建設に瑕疵はない」
  - ■2015年:「ダムネーション」上映活動
  - ■2016年:パタゴニアと日本森林生態系保護ネットワークの協力でダム予定地自然調査
  - ■「治水」「地質・安全性に問題」「世界遺産条約・生物多様性条約に違反」で7回の控訴審
  - ■2017年4月:控訴審でも再び不当判決





2015年9月安保法制成立2017年6月テロ等準備罪

#### (6) 2017年~

森林調査は続きます。この価値を広めたい! 世界は何が起こるかもしれない時代に突入しているのではないでしょうか。 「あきらめない!」ことが肝要だと思います。 Climb every mountain!





ダム湛水域及び周辺にみられるクマゲラの巣穴

- ★今後予想されるリスク
- 世界経済不安
- · 国債暴落/財政破綻
- 気候変動急速悪化
- ·巨大&連動地震
- ・安倍暴走政権の破たん

最後に、長い間闘ってこられた弁護団長の談話、および日本環境法律家連盟の市川弁護士のコメントを 掲載します。なお、判決文などは http://www.stop-narusedam.jp/をご覧ください。

■沼田敏明弁護団長のコメント

10年にわたる長い闘いでした。

もっと争点を絞って力を集中すればどうだったろう?

自然保護に最初からもっと力を入れるべきだったのではないか、

(ダムの) 安全性は3人の専門家から意見をいただいたが、他に方法はなかったのか、

治水に現場検証は要らなかったのか、

秋田市内に応援組織を作れなかったか、

・・・等々の思いが去来します。 (中略)これまでも言われたように、

- ① クマゲラ、風穴、猛禽類などを引き続き自然環境調査を行い、一時的でも工事をストップさせ情勢の転換を図る。
- ② 本地域及び周辺の地盤動向を注視し、安全性を監視する。
- ③ 雄物川の治水状況、灌漑用水の需給動向、減反の動向などを監視する。
- ・・・等々の取り組みがあってしかるべきダム建設だと思います。私も②の関心を持ち続けたいと思います。 (以下省略)

#### ■市川守弘弁護士のコメント

判決文を読んでいますが、意外と丁寧に論述していますね。

違法性の枠組みも従前の再考の考えを踏襲し、かつ「重大明白な瑕疵」の有無を認定しています。 路木ダムの熊本地裁判決を覆した福岡高裁と比べたら、すごく丁寧です。

治水経済マニュアルについても、西島さんの主張を認めて国のマニュアル違反を認定していますね。 これが、ダムの必要性の有無にどう影響するのかについての主張立証問題になっているように思います。 つまり、今後、治水経済マニュアル違反は使えるという大きな励みになるとともに、今後の課題として それがダムの必要性にうまく主張立証できる方向性が出たと思います。

レベル2地震動については、マニュアル通りにやっているから良いとするものですね。

この点はより客観的な判断基準の検討がこちら側に求められていますね。

世界遺産条約についても、条約→モントリオールプロセスなどの準則の法関係について、 国際法の理解 が間違っているのですが、やはり磯崎証人にもっていけなかった点が敗因ですね。

もっと、国際法の枠組みと行政裁量権の枠を定める点を主張立証できなかった、ということになります。 裁判所は法を知っているというのは嘘ですね。特に国際法は。

全体に、予想どおりでしたが、福岡高裁の「自由心象」判決と比較したら、まだまし判決です。

沼田先生の主張の点は、「科学論争」とされて、すべて行政の判断を正しいと推定していますね。

この点もレベル2地震動と同じく、裁判所の判断基準を明確に立論しないとだめでしょうね。

しかし、自然環境問題では、やっと高裁になって動き出した程度ですから、これからの運動で何とかなると思います。世界遺産へ向けての取り組み、まずは未来遺産への取り組みをする中で、ダム建設をストップさせることはまだまだ可能です。

#### 成瀬ダム裁判・控訴審判決について

〒019-0513 秋田県横手市十文字町植田字一ツ屋71 成瀬ダム訴訟原告団・代表 奥州光吉

成瀬ダム裁判控訴審判決は私たち原告にとって誠に残念なものでした。秋田県の人口減少や財政の現実を直視することなく、行政サイドに偏った判決と言わざるを得ません。しかし、今後については、私たちの力量や自然環境、公共事業をめぐる情勢などから総合的に考え、上告しないことにしました。

裁判を通じて、成瀬ダムの問題が少なからず明らかになったことは良かったと思っていますが、私たちの提訴とほぼ時期が同じだった、(ダム見直しを掲げた)民主党政権の政策執行が不徹底だったことも影を落としました。率直に言ってダム問題で世論が前進しているとは言えない状況で、一層厳しい判断が予想される最高裁に上告することは得策ではないと考えました。

#### 今後については、

- ① 成瀬ダムにかかわる行政の在り方について、引き続き適切な批判と改善の提案を行う
- ② ダム型式が変更になった成瀬ダムの安全性について、さらに勉強を深め随時追及を行う
- ③ 現地の自然について引き続き調査し、その価値を広く県民の皆さんにアピールする 等の活動を行ってまいります。

これまで、裁判の主体となっていただいた原告の皆さんや支援していただいた県民の皆 さんに感謝するとともに、引き続き全国の仲間と連帯し活動を継続していく次第です。

以上